◎新潟県告示第452号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第７条第１項の規定により、新潟市に係る豊栄農業振興地域（平成23年３月新潟県告示第317号）及び巻農業振興地域（平成23年３月新潟県告示第317号）、長岡市に係る長岡農業振興地域（平成25年３月新潟県告示第421号）、燕市に係る燕農業振興地域（平成25年11月新潟県告示第1288号）、阿賀野市に係る阿賀野農業振興地域（平成24年３月新潟県告示第384号）の区域を次のとおり変更する。

平成26年３月28日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　変更した地域の名称

(1) 豊栄農業振興地域

(2) 巻農業振興地域

(3) 長岡農業振興地域

(4) 燕農業振興地域

(5) 阿賀野農業振興地域

２　区域

(1) 新潟市（旧豊栄市）のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第２条第３号の平面図、以下同様）の緑色の枠線で囲まれた区域

（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び新潟地域振興局農林振興部で縦覧する。

(2) 新潟市（旧巻町）のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第２条第３号の平面図、以下同様）の緑色の枠線で囲まれた区域

（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び新潟地域振興局農林振興部で縦覧する。

(3) 長岡市のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第２条第３号の平面図、以下同様）の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域

（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び長岡地域振興局農林振興部で縦覧する。

(4) 燕市のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第２条第３号の平面図、以下同様）の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域

（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び三条地域振興局農業振興部で縦覧する。

(5) 阿賀野市のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第２条第３号の平面図、以下同様）の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域

（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び新発田地域振興局農業振興部で縦覧する。

３　変更年月日

平成26年３月28日